

飛驒市耐震改修促進計画

第三期計画

平成 20 年 2 月 策 定

令和 3 年 3 月 最終改定

目 次

はじめに

1	計画策定の経緯と地震防災における位置づけ	・・・ 3
2	計画改定の経緯	・・・ 3
3	岐阜県震災対策検証委員会の提言	・・・ 3
第 1	想定される地震の規模、想定される被害状況	・・・ 4
第 2	建築物の耐震化に係る目標	
1	建築物の耐震化の現状	・・・ 5
(1)	住宅の耐震化の現状	
(2)	特定建築物の耐震化の現状	
2	建築物の耐震化の現状分析	・・・ 9
3	建築物の耐震化の目標	・・・ 11
4	公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標	・・・ 13
(1)	市有施設における耐震化	・・・ 13
(2)	民間避難所等における耐震化	・・・ 13
5	耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状・目標	・・・ 13
第 3	建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	
1	役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	・・・ 14
(1)	市民・事業者（建物所有者）の役割	
(2)	市・県の役割	
2	実施する事業の方針	・・・ 14
(1)	事業の考え方	
(2)	実施する事業	
3	重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	・・・ 15
(1)	重点的に耐震化を図る地域	
(2)	地震発生時に通行を確保すべき道路	
(3)	重点的に耐震化を図る建築物	
(4)	より重点的に耐震化を図る建築物	
4	第 3 期計画における重点的な取り組み	・・・ 16
5	「命」を守るための多様な取り組みの推進	・・・ 16
第 4	建築物の耐震化を促進する施策	
1	施策を推進するための体制	・・・ 17
2	安心して耐震化が行える環境整備	・・・ 17
(1)	飛騨市建築物等耐震化促進事業	
3	耐震化に関する啓発及び知識の普及	・・・ 17
(1)	相談体制の整備	
(2)	情報提供の充実	
4	地震時の建築物の総合的な安全対策	・・・ 20
(1)	地震時の建築物の総合的な安全対策	
(2)	地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	
第 5	指導・勧告又は命令等に関する事項	
1	所管行政庁との連携	・・・ 20

【資料】

- ①市有 1 号特定建築物 耐震化状況一覽
- ②飛騨市地域防災計画 市有避難所施設 耐震化状況一覽
- ③飛騨市地域防災計画 市有避難所施設 特定天井状況一覽
- ④普及啓発重点地区エリア図
 - ・古川町
 - ・神岡町

はじめに

1. 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、飛騨市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成20年2月に「飛騨市耐震改修促進計画」として策定されました。

本計画は、以下に掲げる岐阜県及び飛騨市の地震防災にかかる各計画との調和を図り、地震防災施策の一環として位置づけるものです。

○本計画と調和を図る地震防災の対策にかかる県及び市計画

- ・岐阜県耐震改修促進計画
- ・飛騨市都市計画マスタープラン
- ・飛騨市地域防災計画

2. 計画改定の経緯

本計画は、平成20年2月の策定後、法の改正や地震災害による新たな課題への対応などを踏まえ、以下のとおり改正を行なっています。また設定した目標年次により計画期数を以下のとおりとする。

計画及び期間	策定・改定時期	主な内容
第1期計画 (H20~29)	平成20年2月	計画策定
	平成24年10月	「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」に伴う岐阜県震災対策検証委員会の提言を反映（「3 岐阜県震災対策検証委員会の提言」参照）
	平成29年3月	市有避難所施設の特定天井耐震化を明記
第2期計画 (H29~H32(R2))	平成29年9月	第2期計画策定
第3期計画 (R3~R7)	令和3年3月	第3期計画策定

3. 岐阜県震災対策検証委員会の提言

岐阜県では、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、岐阜県で大規模震災が発生した場合に教訓とすべき事項を検証することを目的に、県内外の各界有識者から成る「岐阜県震災対策検証委員会」を組織しました。そのなかで、建築物の耐震化に関する「耐震化分科会」が設置されて検証・検討が行われました。建築物の耐震化については、平成23年7月31日に取りまとめられた「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、以下の7項目の提言がなされました。

岐阜県震災対策検証委員会からの提言項目（建築物の耐震化に関する項目のみ抜粋）

- ① 防災拠点施設等の耐震化【市町村・建物所有者】
- ② 緊急輸送道路沿道の特定建築物への取組みの強化【市町村・建築関係団体】
- ③ 耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し【市町村・建築関係団体】
- ④ 耐震化に関する補助制度の見直し【市町村】
- ⑤ 不特定多数が利用する民間特定建築物への取組みの強化【市町村・建築関係団体】
- ⑥ 宅地被害の周知【市町村・建築関係団体】
- ⑦ 「命」を守るための多様な取組みの推進【市町村】

※【 】は特に連携を図るべき事業主体

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきました。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けました。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっています。

以下の被害想定は、平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成29年度から30年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査」に基づくものです。

表1-1 想定される地震の規模

想定される地震、断層	最大深度	PL値（液状化指数）※	建物被害（棟数）	
			全壊	半壊
南海トラフ地震★	5.97（震度6弱）	58.30	35,000	100,000
阿寺（北側震源）	6.54（震度7）	29.76	20,500	42,400
阿寺（南側震源）★	6.64（震度7）	31.61	16,000	37,000
跡津川★	6.59（震度7）	37.81	20,000	39,000
高山・大原（北側震源）★	6.81（震度7）	32.01	17,000	32,000
高山・大原（南側震源）	6.80（震度7）	32.50	15,600	23,200

※PL値（液状化指数） PL値>15：液状化の可能性が大 5<PL値≤15：液状化の可能性がある

★平成23～24年度実施の調査による。それ以外は平成29～30年度実施の調査による。

この調査で、いずれの地震でも建物被害が1万棟をこえ、かつ広範囲に及ぶことが予想されるため、全市的に住宅・建築の耐震化が必要です。

第2 建築物の耐震化に係る目標

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入されました。本計画では、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」といいます。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとします。

「建築物の耐震化」・・・建築物の地震に対する安全性を確保すること。

「耐震化されている建築物」・・・新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物

「耐震化率」・・・建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合（住宅においては戸数）

「耐震性が不十分な建築物」・・・旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物。

1 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

飛騨市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1に示すとおりです。

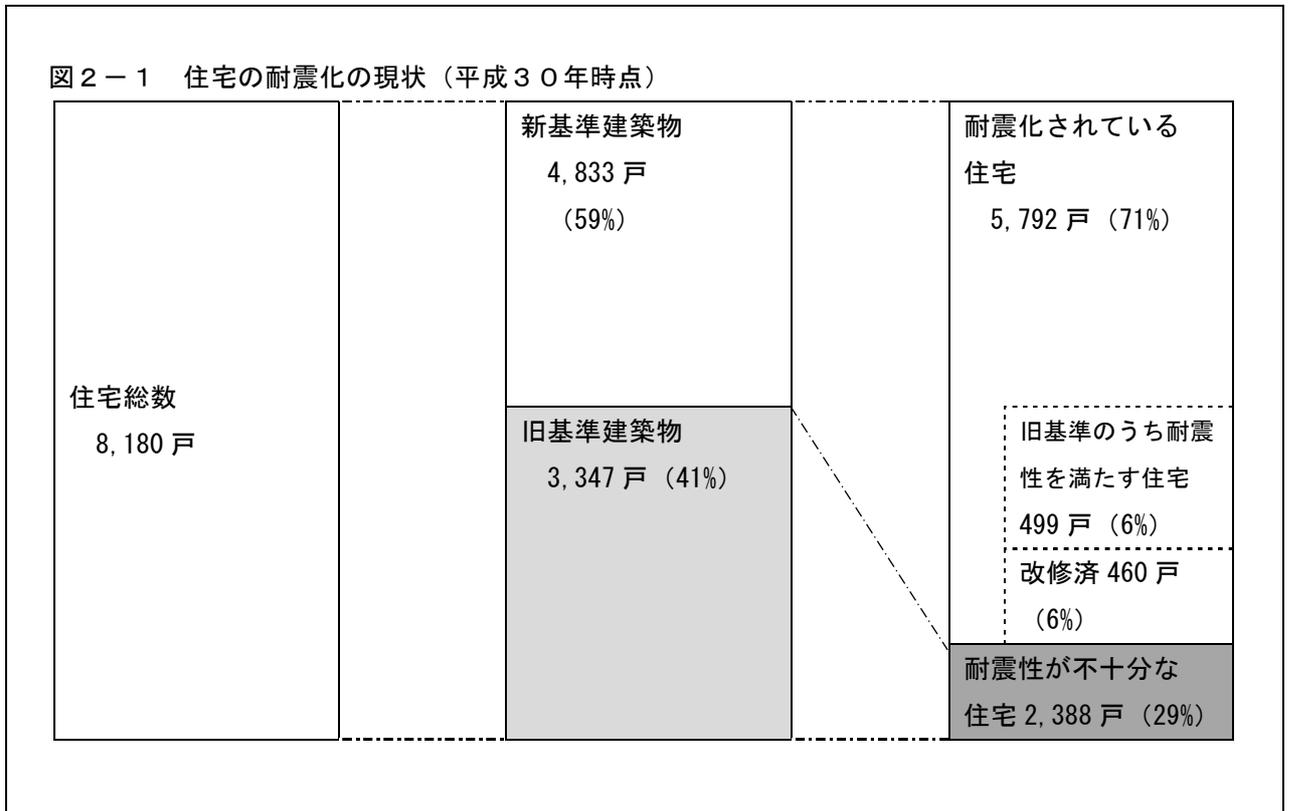
表2-1 建築年代別住宅数

（単位：戸）

建築年		平成25年調査		平成30年調査	
		戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
旧基準	昭和35年以前	1,310	16	1,960	24
	昭和36年～昭和45年	1,090	13		
	昭和46年～昭和55年	1,610	19	1,280	16
	不詳	120	1	107	1
	計	4,130	49	3,347	41
新基準	昭和56年～平成2年	1,100	13	950	12
	平成3年～平成7年	560	7	560	7
	平成8年～平成12年	720	9	890	11
	平成13年～平成17年	710	8	790	10
	平成18～平成22年	940	11	690	8
	平成23～平成25.9	250	3	570	7
	平成26～平成30年			230	2
	不詳			153	2
計	4,280	51	4,833	59	
合計		8,410	100	8,180	100
耐震改修を行った住宅		350	4	460	6

※H30年の建築年不詳については、旧基準と新基準とで按分した件数で計上する。

飛騨市における住宅の耐震化率の現状について、平成30年住宅・土地統計調査及び日本木造住宅耐震補強事業者協同組合発表の統計数値（令和元年10月発表）を参考に推計すると、「新基準建築物の住宅」が4,833戸（59%）、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震性を満たしている」又は「耐震化した」住宅は959戸（12%）であることから、飛騨市内の住宅総数8,180戸のうち5,792戸（71%）が「耐震化されている住宅」と推計できます。



（2）特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途、規模の要件は、表2-2に示すとおりです。

そのうち、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の「1号特定建築物（以下、「多数の者が利用する建築物」という。）」の耐震化の現状は、建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表2-3のとおりです。

表 2 - 2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

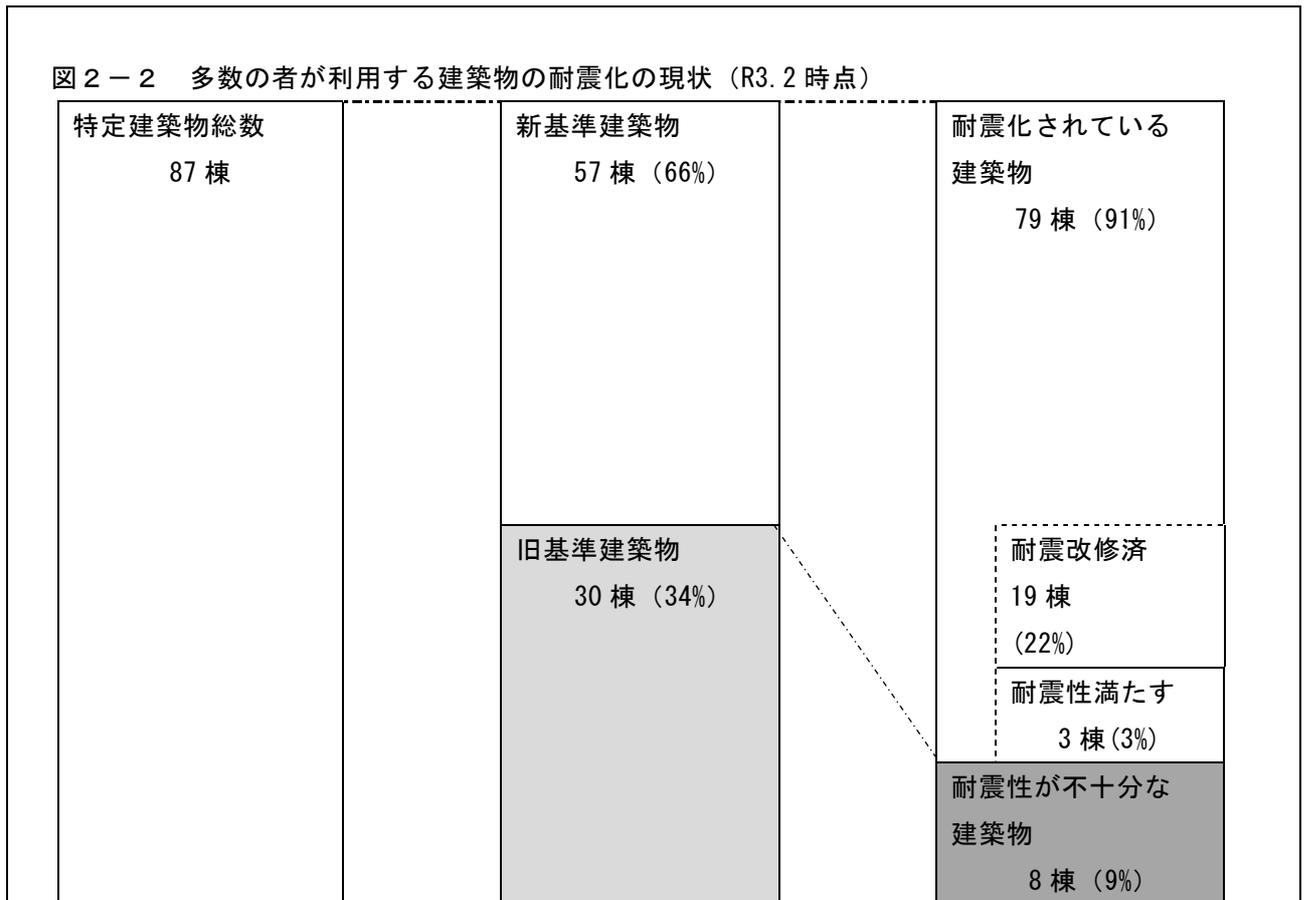
表 2-3 多数の者が利用する建築物 (R3.2 時点)

(単位: 棟)

用途	耐震化の現状	全棟数 A=B+C+D	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改 修実施 済み D	耐震性 を満た す E	耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
1号 多数のものが利用する建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉 施設、劇場、集会場、店舗、ホテル、 賃貸住宅、事務所、工場等) ※ () は市有建築物 ※市有1号特定建築物(多数の者が利 用する建築物)の耐震化率=100%		87	57	30	19	3	79	91%
		(50)	(35)	(15)	(14)	(1)	(50)	(100%)

多数の者が利用する建築物については、「新基準建築物」が57棟(66%)、「旧基準建築物」30棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が19棟(22%)、「耐震性を満たすもの」が3棟(3%)であることから、「耐震化されている建築物」は79棟となり、飛騨市内の多数の者が利用する建築物総数87棟のうち91%が耐震化されていると推計できます。

図 2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (R3.2 時点)



2 建築物の耐震化の現状分析

(1) 耐震化率の推移と評価

第1期計画策定時以降、本市の耐震化率は表2-4のとおり推移していますが、第2期計画で掲げた目標「住宅の耐震化率 75%・多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%」には至っていません。しかし、この間に耐震性が不十分な住宅等は減少しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により、一定の成果は得られています。

表2-4 耐震化率の推移

住宅 多数の者が利用する建築物	約 37% (H17)	⇒	約 64% (H25)	⇒	約 71% (H30)
	約 35% (H17)		約 86% (H28)		約 91% (R2)

(2) 本市の特性

国土交通省が発表した平成30年時点の全国の住宅耐震化率は「約87%」で、本市はそれを下回る結果となっています。その要因として、以下に挙げる本市の住宅事情もそのひとつとして起因していると考えられます。

○本市の特性（平成30年住宅・土地統計調査より分析）

・都市部と異なり、マンションなどの共同住宅の割合が低い

	戸建て	共同住宅等
全国	53.6%	46.4%
岐阜県	74.4%	25.6%
飛騨市	86.2%	13.8%

→結果、1棟当たりの住居戸数が多いマンション等が点在する都市部は、新築や改修により耐震化率が上がりやすいが、飛騨市の場合はマンション等が少ないため、耐震化率が上がりにくい。

・旧基準の木造住宅の割合が高い

	住戸全体に対する旧基準木造住宅の割合
全国	16.0%
岐阜県	23.9%
飛騨市	41.0%

→結果、耐震化を促進すべき戸建て住宅の割合が全国・岐阜県全体に比べて多い。

(3) 耐震化が進まない要因

岐阜県が、令和2年10月に県や市町村などにより組織される「岐阜県建築物地震対策推進協議会」において、耐震化の現状について意見を募りました。そのなかで、「耐震化が進まない要因」について、表2-5のような要因が挙げられています。

表2-5 耐震化が進まない要因 (R2.10)

主な要因	主な意見
経済的負担 (23/42 市町村が言及)	・所有者側の経済事情 ・改修工事費が高い 金銭負担がネック
高齢者世帯のみの増加 (13/42 市町村が言及)	・経済的負担 ・跡継ぎがない
【類似】家族構成の変化 (8/42 市町村が言及)	・子供が独立(世帯分離) 住宅の将来が決まっていない
防災意識の希薄 (10/42 市町村が言及)	・地震災害への危機感の薄れ ・耐震化の必要性を感じない 住民理解が十分でない

これらの課題に対しては、これまでも啓発や補助制度などで対応してきましたが、今後は狭まりつつある対象のニーズ把握を行いながら、よりの確に促進するための施策検討が必要となってきます。

3 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においては、人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生しました。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では、現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられます。飛騨市民の安全・安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していきます。

国の基本方針（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定 平成18年1月25日 国土交通省告示第184号
最終改正平成30年12月21日 国土交通省告示第1381号

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とする。

○住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会【国土交通省】 同研究会とりまとめ（令和2年5月）より抜粋

（住宅の耐震化率の目標）

現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定（令和7年95%、令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。

上記の動向を踏まえ、国と岐阜県における「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率目標は95%」と定められていますが、飛騨市においては、市内木造住宅の耐震化の現状を踏まえ以下の目標とします。

〈第3期計画における目標〉

令和7年 住宅の耐震化率 80%及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%

耐震化率を達成するため、平成30年から令和7年までの間に、住宅については約530戸、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については約4棟の耐震化が必要です。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図ります。

図 2-3 住宅の耐震化の目標

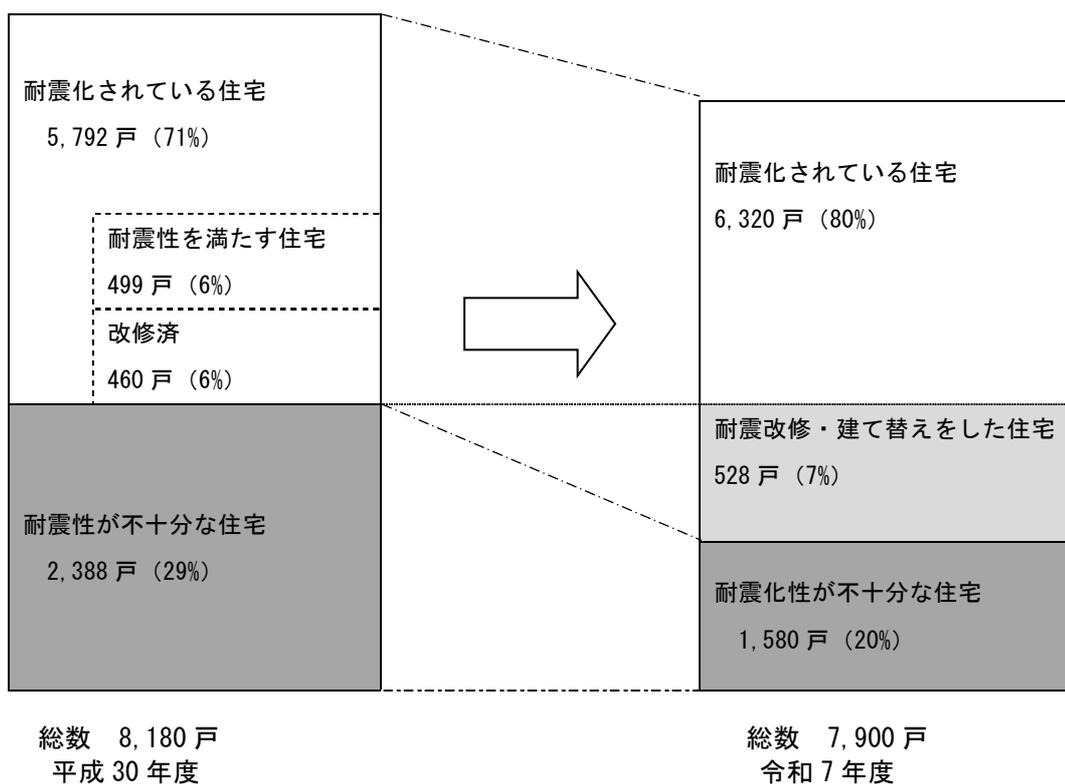
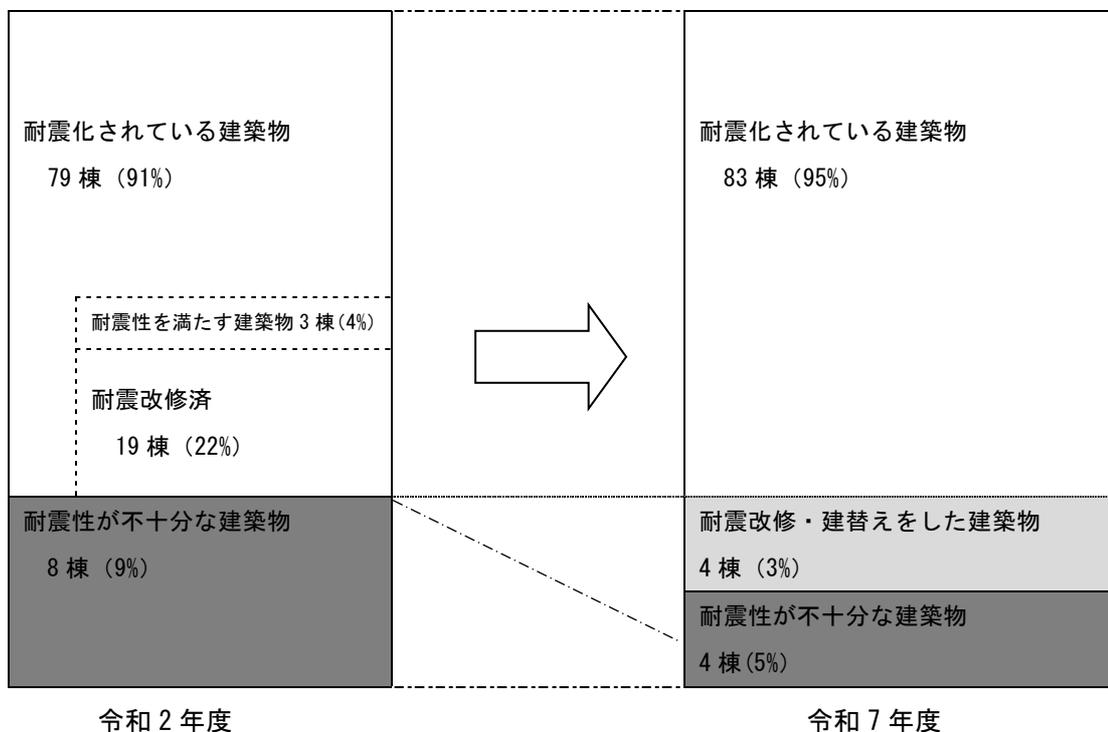


図 2-4 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標



4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能確保につながり大変重要です。

一方平成 23 年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎・警察・病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成 28 年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもあります。これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要です。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあつては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとします。

また、これら建築物の震災対応能力を更に高めるため、市有施設の中で非構造部材が耐震化されていない施設については、非構造部材の耐震化を進めることとします。非構造部材の耐震化については、既存不適格の特定天井（吊り天井、水平投影面積 200 m²超、高さ 6 m 超、質量 2 kg/m²超の全てを満たすもの）を優先して行うものとし、併せて設備等の落下防止対策についても検討を進めます。

（1）市有施設における耐震化

飛騨市地域防災計画に位置付けている避難所は、災害の種類や状況によって使い分けており、地震時に使用する避難所の耐震化率は 100%となっています。また、非構造部材の耐震化については、避難所を優先的に進めていくものとします。

（2）民間避難所等における耐震化

民間の避難所については、公共施設における耐震化の取組み状況や耐震改修を行う場合における市の支援制度を周知することなどを通じて、所有者による耐震性の早期確保に努めるよう促します。

5 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状・目標

平成 25 年の法改正により、一定規模以上の大規模建築物や防災拠点等のより重点的に耐震化を進めるべき建築物に対し、法や耐震改修促進計画での位置づけにより耐震診断の実施及び報告を義務付け、公表を行うこととなりました。これにより対象となる建築物は表 2-8 のとおりです。

表 2-8 耐震診断義務付け建築物の状況（R2.9 時点）

種別	根拠	対象棟数	診断
要緊急安全確認大規模建築物	法附則第 3 条	1 棟	済
要安全確認計画記載建築物 （通行障害既存不適格建築物）	法第 7 条第 1 項第 2 号	1 棟	済

耐震診断の結果、耐震性を有しない建築物については、所有者に対して耐震化を促し、耐震性の早期確保に努めます。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、飛騨市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきました。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民、事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要であり、市民、事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していくこととします。

(1) 市民・事業者（建築物所有者）の役割

- ・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努める。
- ・市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めます。

(2) 市・県の役割

- ・市及び県は、国の基本方針や本計画の内容を勘案し、耐震改修促進計画を定める。
- ・市及び県は、連携して建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。特に市にあつては、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効な普及啓発に努める。
- ・市及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・市及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、費用負担軽減策の実施、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。
- ・所管行政庁である県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

※所管行政庁とは法第2条に定める建築主事を置く市町村の長をいう

2 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組みます。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じることとします。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施します。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の

責任において実施されるべきものですが、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや飛騨市の財政状況等を考慮した上で、耐震診断を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施します。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施します。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、すべての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の工場を図ることを目的とするが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1) 重点的に耐震化を図る地域【市内全域】

県内では南海トラフ地震又は内陸直下地震により多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも県内には活断層が無数に存在すると考えられていることから、飛騨市内全域を重点的に耐震化を図る地域とします。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路【岐阜県地域防災計画に定められた緊急輸送道路】

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多くあります。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速かつ円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要です。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）が図られています。このため、法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として岐阜県地域防災計画に定められた第1次から3次までの緊急輸送道路が指定されています。また、このうち隣県、県内各地を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路として、市内では国道41号線が法第5条第3項第2号に基づく道路に指定されています。

(3) 重点的に耐震化を図る建築物【多数の者が利用する建築物、木造住宅、市有建築物】

1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については、倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物、及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

また、上記に該当しない市有建築物についても、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物【耐震診断義務付け建築物】

地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、法附則第3条の規定による要緊急安全大規模建築物及び法第7条の規定による要安全確認計画記載建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物」とします。

なお、要安全確認計画記載建築物として指定する建築物は、市内国道41号線に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る）とします。

4 第3期計画における重点的な取り組み

これまでの計画期間内では、主に以下の観点により、耐震化施策を進めてきました。

- ・耐震性を把握するための「耐震診断」に重点を置き、診断報告の義務付けや啓発・補助を実施。
- ・全市的に耐震化向上を目指すため、住宅、建築物とも幅広く施策を展開。

その結果、当初計画策定時に比べて、耐震性のない住宅や建築物を減少させ、また耐震診断の実施が進むなど、耐震化に関するフェーズ（段階）がこれまでから変わりつつあります。

よって、第3期計画では、図3-1の通り、対象による施策の重点化を図り、「診断」から「耐震化」への取り組みを強化することとします。

図3-1 重点的に取り組む対象建築物と施策の方向性

対象（3重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より）		施策（方向性）	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・全ての耐震性のない建築物※1	広く市民向け	診断に重点
重点的に耐震化を図る建築物	・多数の者が利用する建築物等※2 ・木造住宅 ・市有建築物	診断実施済の所有者向けに重点	改修に重点
より重点的に耐震化を図る建築物	○耐震診断義務付け建築物 ・一定規模以上で多数の者が利用する建築物※3 ・緊急輸送道路沿道建築物※4	全所有者向け	改修

着実な耐震化推進に向けて
より重点化

※1 全ての既存耐震不適格建築物

※2 1号～3号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの。（特定既存耐震不適格建築物）

※3 要緊急安全確認大規模建築物

※4 要安全確認計画記載建築物

5 「命」を守るための多様な取り組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要です。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や経済的理由など様々な理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけではなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの、建物全体としては東海しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも必要です。また、市民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、市民の命を守る視点から、耐震シェルターなど、簡易補強以外の建築物に関する防災手法についての推進も必要です。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制

岐阜県では、県、市町村関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を平成22年に立ち上げ、耐震化への取り組みの情報交換や連携を図ってきました。今後も、耐震化施策を推進するために、同協議会を活用し、県と市が一丸となって建築物の耐震化に取り組めます。

2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行います。

また、本計画期間内においても耐震化に消極的な所有者のニーズ把握を行い、その要因を分析したうえで、必要に応じて新規施策の追加や、現行施策の拡充、見直しを行い、耐震化の推進に努めることとします。

(1) 飛騨市建築物等耐震化促進事業

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修に対する補助を平成16年度（神岡においては平成14年度）より実施し、この間、地震災害によって明らかになった課題やニーズに応じて、対象拡大や補助金の増額などの制度拡充を行ってきました。今後も耐震化の積極的な推進を図るうえで、必要な予算の確保や制度の拡充に努めます。

表4-1 飛騨市建築物等耐震化促進事業の概要 (R2現在)

対象	種別	制度開始	特記事項
木造住宅	耐震診断	H14～	H20 所有者負担無料化
	改修工事	H17～	H22 簡易補強工事を対象追加
建築物	耐震診断	H19～	H26 耐震診断義務付け建築物に対して補助拡充
避難所	計画策定	H22～	H29 耐震診断義務付け建築物に対して補助拡充
特定建築物・避難所	改修工事	H19～	H29 耐震診断義務付け建築物に対して補助拡充

3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組みます。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用します。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧でき、相談士の制度について無料相談会等で周知を図ります。

イ 建築相談窓口

飛騨市では、都市整備課の窓口において、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、相談に応じています。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関係団体においても建築相談窓口として市民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度等を含めた建築物等の耐震化対策について、市民の相談に積極的に応じていきます。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、専門家を派遣し、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催します。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットや各種広報媒体の活用

市は、市民向けの相談会、パンフレット、市ホームページ、市広報紙、区・自治会回覧等により建築物の耐震化について、市民への普及・啓発に取り組んできました。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発します。

また、住宅設備の更新や、バリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図ります。

イ 市主催の説明会への講師派遣

区・自治会等で開催される説明会等へ県から講師の派遣を依頼し、耐震化に係る情報提供を行いません。

ウ 地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要です。

区・自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待されます。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成等幅広い取り組みが必要です。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、市ではこのような地域の取り組みを支援する施策を講じます。

エ 耐震啓発ローラー作戦の実施

主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別

訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行います。また、当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数をとりまとめ、市のホームページ等で公表していきます。

オ 診断義務付け建築物（要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物）への啓発強化

診断報告のあった建築物で、耐震性が不十分であることが判明した建築物の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促します。

カ 診断実施済建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した建築物等の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促します。

キ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフ地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要があります。

このため、市においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道などを考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

○普及啓発地区

市の全域とします。

○普及啓発重点地区

【旧基準建築物の割合による選定基準】

昭和56年以前に建築された建物の割合（平成23年度固定資産税データに基づく）を指標に町単位で設定することとし、地区内に概ね50戸以上の住家がある程度密集して建っている地区のうち、昭和56年以前建築棟数割合が、旧古川町については60%以上、旧神岡町については70%以上の地区とします。

【選定した普及啓発重点地区】

- ・旧古川町：向町一丁目、向町二丁目、壺之町、弐之町、三之町、殿町、片原町、栄二丁目
- ・旧神岡町：船津、東町、朝浦、緑ヶ丘、坂富町

○緊急輸送道路沿道地区

岐阜県が指定する緊急輸送道路沿いの地区とします。

図外部参照（岐阜県ホームページ：トップ > 社会基盤 > 道路 > 道路維持 > 緊急輸送道路→ 県域統合型GIS（外部サイト）

ク 防災教育との連携

住宅所有者のみならず、若い世代に対しても住宅耐震の啓発を行うことにより、家族や地域において住宅の耐震化への理解を広げるため、小中学生や高校生を対象に耐震講座の開催など、教育部局との連携を図りながら、防災教育を行なっていく。

ケ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生の

おそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、市ホームページ上で公表済みです。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

（１）地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が指摘されています。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

また、防災拠点施設については、被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に、電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて施設所有者に対し普及啓発を行います。

（２）地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進します。

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあったことから、液状化現象が引き起こす宅地被害については、国レベルでの技術検討を注視しつつ、当面は発生予測データである「液状化危険度調査」の活用など周知・教育に取り組むこととします。

また、がけ近接地、液状化の恐れのある地域や盛土造成地等における宅地被害への備えとして、擁壁や法面、敷地排水施設の点検、宅地防災工事の実施などの事前対策の周知を行います。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るため、所管行政庁である県と書式の整備、具体的な取組み方針等について協議を行い、連携を図りながら指導等を進めていきます。